

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2019（令和元）事業年度原子力発電環境整備機構予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2019（令和元）事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務負担額は、次のとおりである。

第一種最終処分業務勘定

（単位：百万円）

事 項	債務負担限度額	債務負担額
技術開発に必要な経費	1,784	1,574
概要調査地区の選定に係る調査に必要な経費	1,552	-
広報活動に必要な経費	255	102
事業管理に必要な経費	290	278
一般管理に必要な経費	228	214
合 計	4,109	2,170

第二種最終処分業務勘定

（単位：百万円）

事 項	債務負担限度額	債務負担額
技術開発に必要な経費	477	419
概要調査地区の選定に係る調査に必要な経費	414	-
広報活動に必要な経費	69	27
事業管理に必要な経費	78	74
一般管理に必要な経費	62	57
合 計	1,100	578

（注）表上の<->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示す。

2. 総則第3条に規定する経費は役職員給与で、この経費について流用及び予備費の使用は行わなかった。
3. 総則第4条に規定する経費は役職員給与で、この経費について翌事業年度への繰り越しは行わなかった。
4. 総則第5条に規定する収入支出予算の弾力条項の適用は、該当がなかった。
5. 総則第6条に規定する給与等の制限に対しては、該当はなかった。